



官民連携による北海道産品の輸出拡大

国土交通省北海道開発局港湾空港部港湾計画課
一般社団法人北海道国際流通機構

北海道の農水産品は、企業単独でコンテナを仕立てるだけの量を揃えることが難しく、輸送コストが高くなる傾向にあります。さらに、輸出に関するノウハウを持っていない道内企業が多く、煩雑な輸出事務に難色を示すケースが多数存在します。このため、本州の大手商社に依頼する企業が多く、道外港湾を経由する非効率な輸送となる場合があります。

このような状況の中、北海道から更なる輸出促進を図るためには、冷凍・冷蔵の小口貨物（LCL）を集約混載して海外側の指定先まで配送する仕組みと、輸出における各種事務手続き及びマッチングや現地情報収集等のサポートが必要でした。しかし、これらは民間企業単独で解決するのは困難であったため、国土交通省北海道開発局と札幌大学は、民間企業や行政機関が連携したオール北海道での図1に示す「北海道国際輸送プラットフォーム（HOP）」を提言しました。

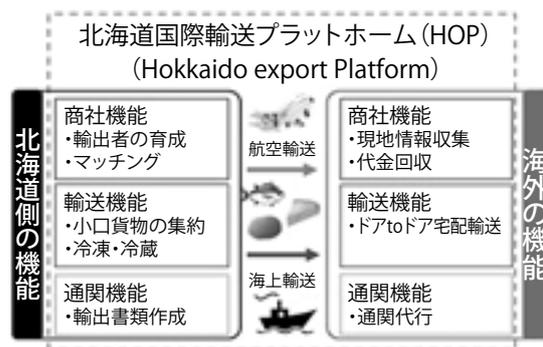


図1 北海道国際輸送プラットフォーム（HOP）

そして、公募により輸送事業者をヤマト運輸株式会社北海道支社に選定し、平成24年度から5カ年計画のHOP構築事業を開始しました。

まずは、図2に示すとおり、北海道のどこからでも、海外の指定先まで、ダンボール1箱から冷凍・冷蔵状態で航空輸送する「HOP1サービス」を香港、台湾、シンガポール、マレーシア向けに展開しました。荷物



図2 HOP1サービス

を預かってから最短2日で輸送し、通関に係る各種書類作成、PL保険*の付保、成分ラベルデータの作成、代金回収等の海外取引に係る各種手続きをHOP事務局が代行することで、初心者でも簡単に輸出できるサービスです。

さらに、外国人観光客に販売したおみやげ品を海外の自宅や友人に宅配できるサービス「海外おみやげ宅配便」も展開したほか、海外アンテナショップへの出品等、様々な取組やサービスを実施しました。

その結果、道内企業250社がHOPを活用して初めて輸出を行い、重量換算すると32t、5,400万円相当の商品が海外に輸出されました。

HOPの5カ年の事業は、平成29年3月末をもって終了しましたが、4月3日には、HOP推進協議会に参加していた民間企業が中心となり、図3に示すとおり、一般社団法人北海道国際流通機構（以下、流通機構）が新設され、海外とのマッチング機能を強化した上で、HOPの小口輸送のスキーム及びお客様が引き継がれました。

流通機構は、従来のHOPでは対応できなかった海外市場とのきめ細かい個別の商談やアフターケア等、個々の輸出者を育てるような各種サービスを揃えています。具体的には、海外で営業・販売を行う道内企業が流通機構の社員となり、年会費を納めた企業会員の商品及び自治体会員の地元産品等を海外で営業・販売し、道内企業にリスクが発生しないよう、流通機構が商品の国内買取を行った後、輸出します。なお、輸出については小口輸送から大口輸送までHOPと同様なサービスを行い、輸送事業者の選定、商品の詰替作業・保管業務のみならず、海外紹介用の商品撮影等、様々なサービスを提供します。これにより、会員は海外へ

の高い営業コストや代金回収のリスクを負うことなく、簡単に輸出が可能となります。

企業会員の年会費は、一口1万円で3口以上（流通機構を通して海外販売した前年度の売上高によって変動）であり、海外に販売したい商品を口数に応じて流通機構に登録することができます。なお、自治体会員の年会費は一律5万円です。

平成29年4月7日には、札幌市内で流通機構の設立記念セレモニーが開催され(図4)、企業会員をはじめ、石狩市や留萌市等の自治体会員、JTB、HTBや北洋銀行等の賛助会員等、約80名が機構設立を祝いました。



図4 設立記念セレモニー

また、平成29年6月には、北海道産品の輸出促進を図るべく、流通機構は北海道開発局と連携協定を締結しました。今後は、道の駅やみたとオアシスへの「海外おみやげ宅配便」の導入や、北海道産品の海上小口混載コンテナ輸出の取組を実施する予定です。

北海道国際流通機構は、海外経験が豊富な社員と機構が持つ輸出のノウハウで、海外への輸出に挑戦する道内企業を手助けしていきますので、輸出にお悩みの方は、ご連絡ください。

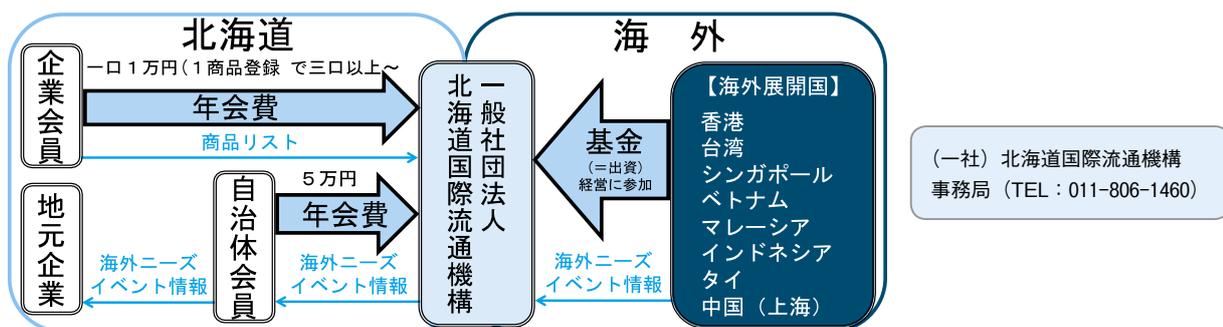


図3 一般社団法人北海道国際流通機構

* PL保険 (Product Liability)

生産物賠償責任保険。製造・販売した製品や施工した工事などが原因で、人身事故や物損事故が発生し、法律上の損害賠償責任を負う場合の損害を補填する目的の保険。